

災害時における飲料水の提供等に関する協定書

東大和市（以下「甲」という。）と、コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、令和2年10月1日付で締結した、地域活性化包括連携協定第2条第2号に規定する災害対策として、災害時における飲料水の提供等に関し、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、東大和市内で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合の飲料水の提供等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、災害対策本部が設置され、避難場所が開設された場合において、甲の行政財産使用許可を得て、本協定に基づき設置された乙の災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）に関し、甲は自らの判断で自販機内の在庫品を市民に対して提供することができる。

2 前項の場合において、乙は自販機内の在庫品に限り無償提供するものとする。ただし、自販機内の在庫状況、ライフラインの停止その他の状況により、乙において自販機内の在庫品の提供ができない場合は、この限りでない。

3 乙が前項の規定により、自販機内の在庫品を無償提供するためのフリーバンドキー（以下「本物件」という。）を甲に貸与する場合、甲は本物件の鍵預かり証（様式第1号）を発行するとともに、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、甲が本物件を紛失又は破損した場合は、乙に対し実費を支払うものとする。

4 乙は、甲に対し災害備蓄用飲料として、毎年9月1日を基準とし、別に定める飲料を提供するものとする。

（自販機の設置）

第3条 乙は、自販機の設置等に関し、以下のとおり責務を負うものとする。

（1）自らの負担で当該自販機専用の電源引き込み工事を行い、甲の請求時に、適正に電気料金を支払うこと。なお、設置に係るその他費用については、全て乙の負担とする。

（2）前条第1項の規定に基づく自販機内の在庫品提供を正常に行えるよう、年1回の本物件による動作確認などの自販機の機能試験を実施し、甲へ実施結果を報告する。

（3）自販機の機能が正常に動作しない場合、遅滞なく調整及び修理を乙の負担で実施する。

（4）自販機の設置に伴う電気料金等は、別に定めるものとする。

（有効期間及び更新）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の6か月前までに、甲又は乙から、特段の申し出がないときは、本協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 本協定が終了後、乙は1か月以内に、自販機を除去し、速やかに原状復旧するものとする。

（定期協議）

第5条 甲及び乙は、第2条各項に定める事項を円滑にかつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業実施に当たり、相手方から秘密であることを指定された事項について、第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定上の当事者間で書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（本協定の見直し）

第7条 甲又は乙から、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年10月1日

甲 東京都東大和市中央3丁目930番地
東大和市
東大和市長 尾崎 保夫

乙 東京都新宿区新小川町3番19号
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
ベンディングエリア営業本部 東京地区統括部
地区統括部長 久保 健一

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

鍵預かり証

コカ・コーラ ボトラーズジャパン 株式会社
様

令和2年10月1日付で締結した「災害時における飲料水の提供等に関する協定書」に基づき設置した、災害対応型自動販売機の鍵（フリーバンドキー）を、下記のとおり、お預かりいたします。

記

●災害対応型自動販売機の設置場所別鍵の借用個数

●預かり期間

令和2年10月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の6か月前までに、甲又は乙から、特段の申し出がないときは、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

東大和市長